

労働・助成金情報 特急便

第 110 号 (2022 年 2 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

令和 4 年 1 月 1 日から、治療と仕事の両立の観点から傷病手当金の支給期間が通算化されました。今現在、傷病手当金を受給している方も対象になります。今回の改正と共に傷病手当金の制度内容について再度確認します。

■ 傷病手当金

傷病手当金は、社会保険に加入している被保険者が次の①～④までの条件を満たしたときに受けられる給付です。

① 業務外の事由による病気やケガの療養のための休業

仕事に就くことができないことが証明できる場合に支給されます。自宅療養の期間についても支給対象です。ただし、業務上の災害・通勤災害は労災給付の対象となります。

② 仕事に就くことができないこと

仕事に就くことができない状態とは、医師の意見等を基に被保険者の仕事内容を考慮して判断されます。

③ 連続する 3 日間を含み 4 日以上仕事に就けなかったこと

業務外の事由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ日から連続した 3 日間の後、4 日目以降の『仕事に就けなかった日』に対して支給されます。この連続した 3 日間を待期といいます。

待期には、有給休暇、土日祝日等の公休日も含まれるため、給与の支払いがあったかどうかは関係ありません。また、就労時間中に業務外の事由で発生した病気やケガについて、仕事に就くことができない状態となった場合には、その日を待期の初日とします。

「待期 3 日間」の考え方



④ 休業した期間について給与の支払いがないこと

業務外の事由による病気やケガで休業している期間について給付されるため、給与が支払われている間は、傷病手当金は支給されません。

ただし、給与の支払いがあっても、傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。

<支給される額>

1日あたりの金額

支給開始日(※)以前の継続した12ヵ月間の
各月の標準月額を平均した額

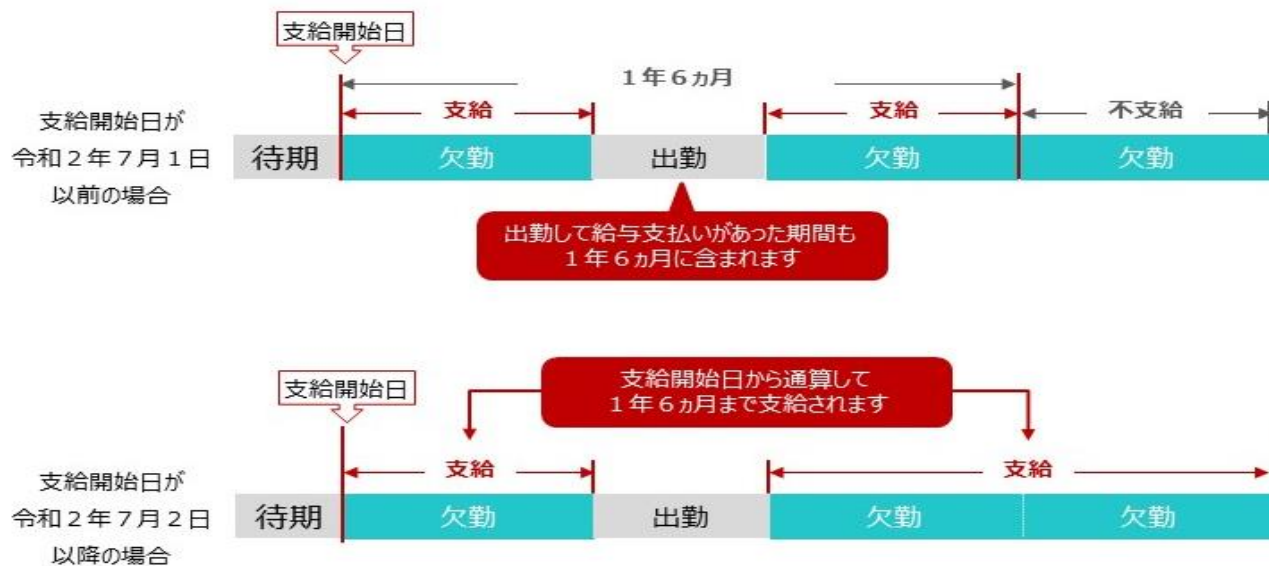
※支給開始日とは、一番最初に給付が支給される日のことです

÷30日× $\frac{2}{3}$

<支給期間>

支給を開始した日から通算して1年6か月(令和4年1月1日改正)

以前は、支給を開始した日から最長1年6か月でした。改正によって、支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り返し支給可能です。



この通算化により、働きながらガン治療をしている方や、うつ病の方の生活保障ができるようになります。従業員の方にもお知らせください。

また、新型コロナウイルスに感染して欠勤した時も傷病手当金の対象となります。

Q&A

◆ 報酬、障害年金、出産手当金等との併給調整で、傷病手当金が不支給となった場合の支給期間

報酬、障害年金、出産手当金等との併給調整により傷病手当金が不支給となった期間は、支給期間は減少しません。ただし、傷病手当金の支給額を下回るために傷病手当金の「一部が支給」される場合は、支給期間は減少します。

◆ 複数の疾病等について同じ期間に傷病手当金の支給が行われる場合の支給期間

疾病等ごとに支給期間が決定し、複数の疾病について同じ期間に傷病手当金が支給される場合、各々の疾病等の支給期間が減少します。

◆ 資格喪失後の継続給付の支給期間

従来どおり、資格喪失前に被保険者期間が継続して1年以上ある場合は、被保険者として受けることができるはずであった期間は継続して給付を受けることができます。ただし、一時的に労務可能となった場合は、治っているか、いないかは問わず、同一の疾病等により再び労務不能となっても傷病手当金の支給は行われません。

参考サイト：協会けんぽホームページ

参考資料：傷病手当金及び任意継続被保険者制度の見直しに関するQ&A